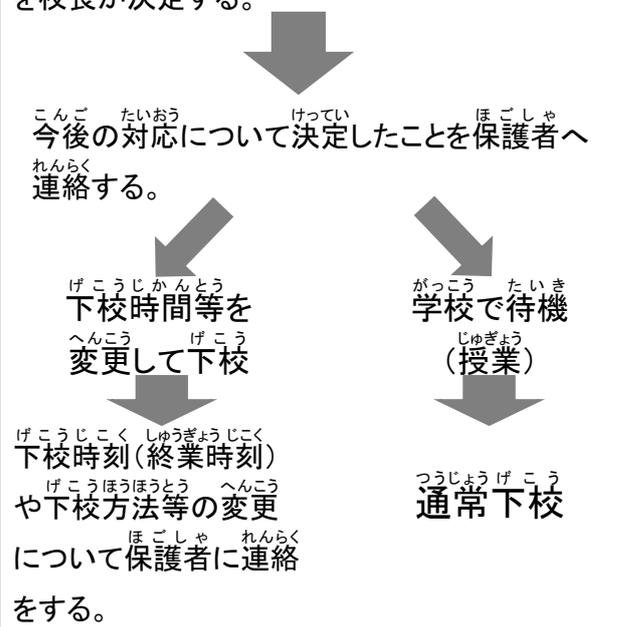


# 非常変災時の対応 (詳細説明)

四国中央市教育委員会  
平成30年10月1日改訂

## ① 四国中央市に特別警報または警報(波浪警報・高潮警報を除く)が発表された場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき		児童・生徒が〈学校〉にいるとき	
6時	午前6時の段階で①の警報が発表されている場合は【自宅待機】とする。	各学校の実態や気象状況に応じて今後の対応を校長が決定する。	
10時半まで	<b>【自宅待機】</b>	今後の対応について決定したことを保護者へ連絡する。	
10時半	警報解除 ↓ 13時まで登校	警報継続 ↓ 13時まで登校	
13時	昼食をとってから 13時まで登校	下校時刻(終業時刻)や下校方法等の変更について保護者に連絡をする。	

## ② 四国中央市に【震度5弱以上】の地震が発生した場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき		児童・生徒が〈学校〉にいるとき	
児童・生徒が家庭にいるとき(祝祭日や土日、平日の下校後から翌日の登校時まで)は学校から連絡があるまで  <b>【自宅待機】</b> (避難所等含む)		ただちに授業等を打ち切り、安全な場所に児童・生徒を避難させる。 ↓ <b>【引渡しの時刻等の決定】</b> ↓ <b>【児童・生徒の引渡し】</b> ↓ 学校から連絡があるまで <b>【自宅待機】(避難所等含む)</b>	
〈児童・生徒安否確認〉〈学校施設点検〉〈通学路安全確認〉〈学校再開準備〉等 すべての安全確認後、学校から登校についての連絡 ↓ <b>児童・生徒の学校登校</b>			